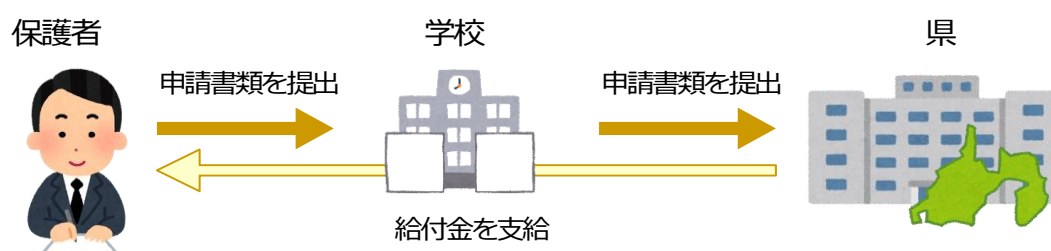


奨学給付金（通常分）の申請手続きについて

（１） 奨学給付金制度（通常分）とは・・・

授業料以外の教育費（教材費や修学旅行費等）の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした給付制度です。

道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（「給付対象者」の下欄の※１参照）の保護者に対して、世帯構成に応じた金額が給付されます。給付型ですので、返済は不要です。



給 付 対 象 者	次の要件をすべて満たす者に給付されます。（令和６年７月１日現在）
	☒ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が 非課税 ※１であること ☒ 生徒が平成 26 年 4 月以降高等学校等に入学していること ☒ 保護者等が静岡県内に居住していること ※２ ☒ 生徒が支給対象である国公立高等学校等 ※３ に在学していること
	※１ 生活保護(生業扶助)受給世帯又は道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の場合に該当します。 ※２ 措置費（見学旅行費または特別養成費）が支給されている場合は、給付対象となりません。 ※３ 高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校(1～3 年)・専修学校高等課程等で、静岡県外に所在する国公立学校等を含みます。

（２） 支給額

世帯区分	区 分	給付額	
		〈全日制・定時制〉	〈通信制・専攻科〉
生活保護(生業扶助) 受給世帯(専攻科除く)	—	32,300 円	32,300 円
保護者等全員の 市町村民税所得割額が 非課税(0円)である世帯	1 人目	122,100 円	50,500 円
	2 人目 ※	143,700 円	
※ 15 歳(中学生を除く。)以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合			

(3) 提出期限と提出書類等

ア. 提出期日 令和6年7月19日(金)

イ. 提出方法 事務室へ直接提出

ウ. 提出書類

提出する書類	提出する方
① 静岡県高等学校等奨学給付金受給申請書(公立学校用)(様式1)	申請者全員
② 生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2) ※ 令和6年7月1日以降に福祉事務所で証明を受けてください。 ※ 扶助費目の記載のある生活保護受給証明書でも代用できます。	生活保護受給 世帯の方
③ 保護者等の課税証明書等【 <u>令和6年度(令和5年分所得)</u> 】	非課税世帯の方
④ 扶養誓約書(様式1-2) ※ <u>15歳以上(中学生を除く)23歳未満の子を2人以上扶養している場合のみ</u> <u>御提出ください。</u>	非課税世帯の方

(4) 留意事項

ア. 保護者等が課税期日(令和6年1月1日)に海外にいる(いた)ことにより
税の申告を行っておらず、課税証明書を提出できない場合は、給付の対象外
となります。

イ. 在学状況や家族構成等は、令和6年7月1日現在の状況で判断します。

ウ. 高等学校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制は48月)を
超える場合は、給付の対象外となります。

(5) その他

御不明な点につきましては、事務室(電話番号:(055)-992-1125)へ
お問い合わせください。